広島県告示第四百三十五号

を次のとおり公表する。 林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定によって、森

平成二十六年六月二日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

水源涵養保安林

上	江の川上流	=	可	*	\ -	4	太田川	森林計画区名のある。
生田川		三篠川	可愛川	太田川下流	太田川上流	小瀬川上流	上水内川	所 在 場 所を定める集団の
安芸高田市(向原町を除く。)	安芸高田市(向原町に限る。)	に限る。) 広島市(安佐北区〔白木町に限る。〕	舞綱及び丁保余原に限る。)舞綱及び丁保余原に限る。)れ、新氏神、新郷、新都、惣森、寺戸、川西、川東、木次、蔵迫、古保戸、川西、川東、川東、大塚、南田、有田、、後有田、川井、川間、石井谷、今田、後有田、川井、川間、石井谷、今田、後有田、川井、川間、石井谷、今田、後有田、川井、川間、石井谷、今田、後有田、川井、川は、山県郡北広島町(宮迫、岩戸、新庄、山県郡北広島町(宮迫、岩戸、新庄、山県郡北広島町(宮迫、岩戸、新庄、	芸区及び佐伯区を除く。) 芸区及び佐伯区を除く。) 芸区及び佐伯区を除く。) 芸区及び佐伯区を除く。) 芸区及び佐伯区を除く。)	を除く。)	道及び栗栖に限る。) 津原、津田、浅原、虫所山、飯山、中廿日市市(玖島、永原、峠、友田、河	和に限る。)のび廿日市市(吉限る。)に限る。)及び廿日市市(吉広島市(佐伯区〔湯来町及び杉並台に	包括 市町名
七六一・六八		二八九·七八	四五七・〇六	一五三・九六	二〇九〇・五八	三三・八五	八三三・六七	(ヘクタール) 皆伐面積の限度

五〇・五九	町を除く。) 刈町、安浦町、川尻町、豊浜町及び豊 呉市(音戸町、倉橋町、下蒲刈町、蒲	瀬野川	
五六・二一	る。) 対原市及び東広島市(安芸津町に限付原市及び東広島市(安芸津町に限ら。)、	三津地区	
九三・一五	河内町及び安芸津町を除く。)東広島市(高屋町、福富町、豊栄町、	黒瀬川上流	
四三・一五	三原市(久井町及び大和町を除く。)	沼田川下流	
二: ::: • 四三	町に限る。)市(高屋町、福富町、豊栄町及び河内市(高屋町、福富町、豊栄町及び河内三原市(大和町に限る。)及び東広島	沼田川上流	
四 • — 四	く。)及び三原市(久井町に限る。)島州江町、瀬戸田町及び向島町を除島洲江町、瀬戸田町及び向島町で、因島大浜町、因島外浦町、因島中庄町、因熊町、因島三庄町、因島中庄町、因島三庄町、因島土生町、因島田尾道市(向東町、因島土生町、因島田	尾道地区	
一八六・七四	を除く。) を除く。) を除く。)	世羅台地	
三二四・〇三	(上下町を除く。) 程び府中市福山市(内海町を除く。) 及び府中市	芦田川	瀬戸内
七六六・六九	神石郡一円	神石地区	高梁川上流
	府中市(上下町に限る。)		瀬戸内
三六・四四	(総領町に限る。) 三次市(甲奴町に限る。)及び庄原市	甲奴地区	
四四五・七四	庄原市(東城町に限る。)	東城川	
一、四三五・〇一	除く。) 庄原市(総領町、東城町及び高野町を	西城川~比和川	江の川上流
	に限る。) に限る。) に限る。)		瀬戸内
一、八四九・四一	(高野町に限る。) 三次市(甲奴町を除く。)及び庄原市	神野瀬川	

二 土砂流出防備保安林

							太田川
坂町	町、同郡海田町、同郡熊野町及び同郡	〕及び安芸区に限る。)、安芸郡府中	ら福田八丁目まで及び福田町に限る。	品八丁目まで、温品町、福田一丁目か	上温品四丁目まで、温品一丁目から温	丁目まで、馬木町、上温品一丁目から	広島市(東区〔馬木一丁目から馬木九

三五・三二	庄原市(東城町に限る。)	東城	
一三・八二	庄原市(西城町に限る。)	西城	
〇・七二	庄原市(総領町に限る。)	総領	
二九・六二	和町、高野町及び比和町を除く。) 庄原市(総領町、西城町、東城町、口	庄原	
二五・八〇	三次市(三和町に限る。)	双三三和	
五・二六	三次市(三良坂町に限る。)	三良坂	
一五・九四	三次市(吉舎町に限る。)	古舎	
六・〇八	三次市(作木町に限る。)	作木	
一四・八〇	三次市(布野町に限る。)	布野	
六・六六	三次市(君田町に限る。)	君田	
一七・〇九	三次市(甲奴町に限る。)	甲奴	
二六・四八	を除く。) ・一一を除く。) ・一一を除く。) ・一一を除く。) ・一一を除く。) ・一一を除く。) ・一一では、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、	三次	江の川上流
1 [11]・11]七)、とは、大学、時間をは、大学、時間をは、大学、のでは、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、学学、大学、特別のでは、大学、特別のでは、大学、特別のでは、大学、特別のでは、大学、特別のでは、大学、特別のでは、大学、特別のでは、大学、特別のでは、大学、特別のでは、大学、特別のでは、大学、特別のでは、大学、特別のでは、大学、特別のでは、大学、特別のでは、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	神石三和	
〇・六四	笹尾、有木及び中平に限る。)神石郡神石高原町(上豊松、下豊松、	豊松	
〇・八六	限る。)福永、古川、高光、相渡及び永野に神石郡神石高原町(田頭、牧、草木、	神石	
二・三四	に限る。)野、新免、李、近田、花済及び上野時、新免、李、近田、花済及び上野神石郡神石高原町(油木、安田、小	油木	高粱川上流
(ヘクタール) 皆伐面積の限度	包括市町名	名	森林計画区名

					太田川								
					<i>)</i>								
佐伯	吉和	廿日市市	大竹	湯来	広島	向原	甲田	高宮	八千代	吉田	比和	高野	口和
中道及び栗栖に限る。) 津原、津田、浅原、虫所山、飯山、 廿日市市(玖島、永原、峠、友田、河	廿日市市(吉和に限る。)	世日市市(宮島口一丁目から宮島口上一丁目まで、宮島口上一丁目、宮島口上一丁目、宮島口上一丁目、宮島口上三丁目まで、宮島口西三丁目まで、福面一丁目から宮島口東三丁目まで、対厳山一丁目から前空六丁目まで、対厳山一丁目から前空六丁目まで、対厳山一丁目から前空六丁目まで、対厳山一丁目から前空六丁目まで、対・カリ東一丁目、や見西一丁目がら神り、大野一丁目、大野二丁目、神原二丁目、大野一丁目、大野二丁目、大野二丁目、大野二丁目、大野二丁目、大野二丁目、大野二丁目、大野二丁目、大野一丁目、大野二丁目、大野、八坂二丁目、大野一丁目、大野二丁目、大野一丁目、大野二丁目、大野一丁目、大野二丁目、大野一丁目、大野二丁目、大野一丁目、大野二丁目、大野、一丁目がら大野原四丁目まで、大野、一丁目、大野、「丁目、「丁目、「丁目、「丁目、「丁目、「丁目」」、「丁目、「丁目、「丁目、「丁目、「丁目、「丁目、「丁目、「丁目、「丁目、「丁目	大竹市	限る。〕に限る。) 広島市(佐伯区〔湯来町及び杉並台に	限る。〕を除く。) 広島市(佐伯区〔湯来町及び杉並台に	安芸高田市(向原町に限る。)	安芸高田市(甲田町に限る。)	安芸高田市(高宮町に限る。)	安芸高田市(八千代町に限る。)	安芸高田市(吉田町に限る。)	庄原市 (比和町に限る。)	庄原市 (高野町に限る。)	庄原市(口和町に限る。)
一四九・六三	一 - 四 一	七〇・二六	一五二・一八	六六・五九	五三一三三	四四・六一	一四二五	一九・五五	二七・三八	三八・八一	二一・六六	一九・〇三	· · · · · · · · · · · · · · · · · ·

芸北	戸河内	筒賀	加計	坂	熊野	海田	安芸府中	大野
に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限る。)	及び大字平見谷に限る。) 及び大字平見谷に限る。) 及び大字平見谷に限る。)	字中筒賀に限る。) 山県郡安芸太田町(大字上筒賀及び大	る。) では、大字下殿河内及び大字観音に限野、大字津浪、大字加計、大字下筒野、大字津浪、大字加計、大字下筒野、大字津浪、大字加計、大字下筒が、大字本は、大字が、大字が、大字が、大字が、大字が、大字が、	安芸郡坂町	安芸郡熊野町	安芸郡海田町	安芸郡府中町	世日市市(宮島口一丁目から宮島口四 丁目まで、宮島口東一丁目から宮島口 四東三丁目まで、宮島口西一丁目から宮島口西三丁目まで、宮島口西一丁目から宮島四三丁目まで、神鬼一丁目から宮島で、神塩屋一丁目がら宮島で、宮浜温泉一丁目まで、大野山三丁目まで、大野一丁目があり、大野には、大野一丁目があり、大野には、大野には、大野には、大野には、大野には、大野には、大野には、大野には
三・三六	三 九 · 八 一	一四三八	六七・五二	回・	五三・八八	九・三八	一八·八四	三三九八

八 三 八	因島洲江町に限る。)大浜町、因島重井町、因島原町及び大浜町、因島外浦町、因島中庄町、因島第浦島三庄町、因島椋浦町、因島明武の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田	因島	
一 三 · 八五	島町を除く。) 島州江町、瀬戸田町、御調町及び向島洲江町、田島重井町、田島原町、田島東町、田島原町、田島東町、田島原町、田島三庄町、田島原町、田島・田町、田島・田町、田島・田町、田島・田町、田島田・町、田島田・田、田の田が、田島田・田、田の田が、田田の田が、田田の田が、田田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の	尾道	
六一・四九	三原市(久井町に限る。)	久井	
一四一・七四	三原市(本郷町に限る。)	本郷	
一一九・九五	三原市(大和町に限る。)	大和	
二六五・四九	除く。) 三原市(大和町、本郷町及び久井町を	三原	
一七九・二四	竹原市	竹原	
〇・三六	呉市(豊町に限る。)	豊	
〇・七八	呉市(豊浜町に限る。)	豊浜	
四六・七八	呉市(川尻町に限る。)	川尻	
七二・七八	呉市(安浦町に限る。)	安浦	
一・二六	呉市(蒲刈町に限る。)	蒲刈	
二.七二	呉市(下蒲刈町に限る。)	下蒲刈	
三五二八	呉市(倉橋町に限る。)	倉橋	
一・六二	呉市(音戸町に限る。)	音戸	
二三四・九四	豊町を除く。)刈町、安浦町、川尻町、豊浜町及び以市(音戸町、倉橋町、下蒲刈町、蒲	呉	瀬戸内
一 - · ○四	に限る。) に限る。) に限る。)	豊平	
二 五 · ·	及び丁保余原に限る。) 及び丁保余原に限る。) 及び丁保余原に限る。)	千代田	
) 大朝、田原、筏津及び大塚に限る。 大朝、田原、筏津及び大塚に限る。山県郡北広島町(宮迫、岩戸、新庄、	大朝	

八 <u>-</u> 四	石に限る。)豊田郡大崎上島町(木江、沖浦及び明	木江
〇·〇四	豊田郡大崎上島町(東野に限る。)	東野
五・九〇	串に限る。)豊田郡大崎上島町(中野、原田及び大	大崎
九・六〇	江田島市(大柿町に限る。)	大柿
二九・三八	江田島市(沖美町に限る。)	沖美
四 • 一	江田島市(能美町に限る。)	能美
四一・四二	江田島市(江田島町に限る。)	江田島
六一・八五	東広島市(安芸津町に限る。)	安芸津
一〇六・八八	東広島市(河内町に限る。)	河内
五四・四〇	東広島市(豊栄町に限る。)	豊栄
1 1 • 11 1	東広島市(福富町に限る。)	福富
六 - - -	東広島市 (黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬切田が丘一丁目から黒瀬切田が丘一丁目から黒瀬切田が 乗り出する 黒瀬田の は 黒瀬町、黒瀬寺園台、黒瀬東広島市 (黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬	黒瀬
	町及び安芸津町を除く。) 春日野一丁目、黒瀬桜が丘一丁目、 黒瀬切田が丘一丁目から黒瀬切田が 上三丁目まで、黒瀬桜が丘一丁目、 黒瀬切田が丘一丁目から黒瀬切田が	東広島
四二・七八	府中市(上下町に限る。)	上下
五六・四〇	府中市(上下町を除く。)	府中
11公・〇11	福山市(新市町に限る。)	新市
六五・四六	福山市(神辺町に限る。)	神辺
四一・〇六	福山市(沼隈町に限る。)	沼隈
一五・七四	福山市(内海町に限る。)	内海
三三・八一	新市町を除く。)福山市(内海町、沼隈町、神辺町及び	福山
•	尾道市(向島町に限る。)	向島
一二七・四九	尾道市(御調町に限る。)	御調
七.01	尾道市(瀬戸田町に限る。)	瀬戸田

二四・五〇	字吉原に限る。) 中、大字長田、大字山中福田及び大中、大字長田、大字山中福田及び大田、大字上津田、大字上津田の大字上津	世羅西西	
-t - - - - - - -	世羅君世羅町(大字青が、大字青山世羅君世羅町(大字青水、大字画東、大字四打、大字西徳市、大字戸張、大字中原、大字西神崎、大字声・大字声・大字声・大字声・大字声・大字声・大字声・大字声・大字声・大字声・	世紹	
一七九・六六		上 甲山	

三 干害防備保安林

	瀬戸内	森林計画区名
富町、豊栄町、河内町及び安芸津町を除く。)が丘三丁目まで、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬松ケ丘、福黒瀬春日野二丁目、黒瀬切田が丘一丁目から黒瀬切田東広島市(黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬春日野一丁目、	府中市(上下町に限る。)	定 め る 集 団 の 所 在 場 所皆伐による伐採面積の許容限度を
九 · 五 〇	111 • 011	(ヘクタール) 皆伐面積の限度

四 保健保安林

一八七・六六	瀬戸内森林計画区
三五八・四八	太田川森林計画区
三一・〇六	江の川上流森林計画区
二・九四	高梁川上流森林計画区
(ヘクタール) 皆伐面積の限度	定 め る 集 団 の 所 在 場 所皆伐による伐採面積の許容限度を